

# 首都圏さんりく大船渡人会会則

2019(令和元)年7月27日改定

## (目的)

第1条 首都圏さんりく大船渡人会は、郷土愛に基づき会員相互の親睦と交流、及び大船渡市の地域振興に寄与することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、首都圏さんりく大船渡人会（以下、本会という）と称する。

## (事務局)

第3条 本会の事務局は、事務局長宅に置くとともに大船渡事務局を大船渡市企画調整課に置く。

## (会員)

第4条 本会の会員は、大船渡市の出身者に限らず、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者とし、幹事会の承認を得るものとする。

2 会員は相互の親睦と交流に努めるとともに、大船渡市の地域振興に寄与する。

## (幹事および幹事会)

第5条 幹事は会員の中から若干名を選出し、出身町ごとに地域担当幹事、他を置く。

2 幹事は、会務を分掌し、会員の意見を掌握するとともに会の運営に当たる。

3 幹事の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

4 幹事会は本会の最高決議機関とし、以下の各号について審議・議決する。決議事項は、集いに報告する。

- (1) 役員人事
- (2) 会則の制定、改廃に関する事項
- (3) 活動基本方針に関する事項
- (4) 予算、決算に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

## (幹事の役割)

第6条 幹事は、次の支援を遂行するよう努めるものとする。

- (1) 大船渡市の振興に関するアイデア等の提供（知の支援）
- (2) 大船渡市の振興に関する資金の提供（資金の支援）
- (3) 大船渡市の振興に関する労力の提供（労の支援：例 復興ボランティア等）
- (4) 大船渡市の広報・宣伝に関する活動の提供（広報支援：例 観光パンフの配布等）
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	若干名

(役員を選出)

第8条 会長および副会長は、幹事の中から、互選または推薦により、幹事会で投票により選出するものとする。選出は投票数が最も多い者を選出し、同数の場合は抽選とする。事務局長・事務局次長は会長の指名した者とする。

(会長および副会長の任期)

第9条 会長および副会長の任期は原則2年とし再任を妨げない。ただし、2期までを限度とする。両役員の補欠任期は、前任者の残留期間とする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 事務局長は、会務を掌握し、必要な会の運営に当たる。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および事務局員にて構成する。

- 2 役員会は、会長が必要により招集し、副会長を議長とする。
- 3 役員会は、幹事会の決議に基づき、会の運営に必要な事項を協議するものとする。

(会計監査)

第12条 会計監事は会員の中から2名選出する。

- 2 会計監事は、本会の会計を監査する。
- 3 会計監事の任期は、2年とし再任を妨げない。

(名誉会長、相談役、顧問)

第13条 本会に名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役、顧問の委嘱は、役員会で決定し、幹事会の承認を得て、集いに報告する。

(首都圏さんりく大船渡人会の集い)

第14条 集いは会長が招集し、毎年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

(会計)

第15条 本会の会計は、会費および寄付金その他の収入をもって充当する。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、2002（平成14）年9月28日から施行する。

附 則

この会則は、2012（平成24）年10月28日から施行する。

附 則

この会則は、2014（平成26）年10月26日から施行する。

附 則

この会則は、2015（平成27）年10月3日から施行する。

附 則

この会則は、2019（令和元）年7月27日から施行する。